

# 神奈川臨海通運株式会社

自：令和 5 年 4 月 1 日

至：令和 6 年 3 月 3 1 日

# 貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	563,178,220	流 動 負 債	338,758,617
現 金 ・ 預 金	214,491,722	他 店 借 り	179,365,662
荷 主 貸 し	169,705,789	未 払 鉄 道 運 賃	53,377,362
他 店 貸 し	88,426,867	未 払 金	67,731,205
未 収 運 賃	20,401,670	未 払 消 費 税 等	7,382,600
未 収 入 金	66,739,110	未 払 法 人 税 等	15,113,900
前 払 費 用	2,060,250	預 り 金	1,918,421
そ の 他 の 流 動 資 産	1,352,812	前 受 収 益	1,188,660
		賞 与 引 当 金	11,915,162
		そ の 他 の 流 動 負 債	765,645
固 定 資 産	202,867,807	固 定 負 債	71,624,269
有 形 固 定 資 産	9,222,183	退 職 給 付 引 当 金	48,760,400
建 物	652,772	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	825,000
構 築 物	1	繰 延 税 金 負 債	22,038,869
工 具 器 具 備 品	1,824,465		
車 輜	6,744,945	負 債 合 計	410,382,886
無 形 固 定 資 産	12,458,016		
ソ フ ト ウ ェ ア	11,384,816	(純資産の部)	
電 話 加 入 権	1,073,200	株 主 資 本	292,830,754
投 資 そ の 他 の 資 産	181,187,608	資 本 金	97,000,000
投 資 有 価 証 券	101,496,912	利 益 剰 余 金	195,830,754
出 資 金	4,830,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	195,830,754
保 証 金	3,222,620	繰 越 利 益 剰 余 金	195,830,754
長 期 貸 付 金	70,000,000	評 価 ・ 換 算 差 額 等	62,832,387
そ の 他 の 投 資	1,638,076	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	62,832,387
		純 資 産 合 計	355,663,141
資 産 合 計	766,046,027	負 債 及 び 純 資 産 合 計	766,046,027

## 個 別 注 記 表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①市場価格のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

##### ②市場価格のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ①有形固定資産(リース資産を除く。)

法人税法に定める定額法によっております。

##### ②無形固定資産(リース資産を除く。)

法人税法に定める定額法によっております。

##### ③リース取引に関する会計方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### ①賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上したものと、それに係る社会保険料の会社負担額を含めて計上しております。

##### ②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づき当事業年度末において、一部従業員を除き自己都合により退職した場合に必要な額を計上しております。

(勤続年数25年以上且つ満50歳を超える従業員は会社都合により退職した場合に必要な額を計上しており、今期2名が該当します。)

##### ③役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

また、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断し、本人としての役割となる場合は総額で収益を認識し、代理人としての役割となる場合は純額で収益を認識することとしております。